

目的	制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】	保証対象	保証限度額	責任共有制度	信用保証料率	資金使途・期間	連帯保証人	担保																														
小規模企業者向けの制度を使いたい	小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口等細企業保証 【全国小口】	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 (1)常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（(2)に掲げるものを除く。） (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）	2,000万円 ※他協会を含む既存保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計が2,000万円の範囲内	責任共有対象外	0.500%～2.200%	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要																														
経営を改善したい	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証	伴走支援型特別保証 【伴走支援】	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること※ ¹ (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること※ ¹ (3) 3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること※ ² ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること ※ ¹ 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 ※ ² 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般に限る。）に限る。	1億円	保証対象(1)は、責任共有対象外 保証対象(2)(3)は、金融機関の選択した責任共有制度による ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金（2）又は（3）で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については、責任共有制度の対象除外となる	融資対象(1)(2)は、0.200% 融資対象(3)は、0.200%～1.150% ※(1)～(3)国補助後	事業資金10年以内 (据置期間5年以内を含む。) 融資対象(1)(2)は、経営の安定に必要な事業資金 融資対象(3)は、事業資金	法人…代表者 個人…原則として不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は不要	必要に応じ																														
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に沿って事業再生を行うための資金に対する保証	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 【改サガ（感染症対応型）】	次に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (1)産業競争力強化法第53条第1項に規定する計画 (2)産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定する計画 (3)産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定する計画 (4)産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定する計画 (5)産業競争力強化法施行規則第32条第4号に規定する計画	2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.200% ※国補助後	事業資金15年以内 (据置期間5年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は不要	必要に応じ																														
創業したい	創業に必要な資金調達のための保証	創業関連保証 【創業関連保証】	次に掲げるいずれかに該当する創業者 (1)産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的な計画を有するもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)産業競争力強化法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる次の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していないもの ア 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3)上記(2)ア)に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの	3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用した場合、限度額3,500万円。	責任共有対象外	0.800%	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	不要																														
		スタートアップ創出促進保証 【SSS保証】	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1)事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第29項第3号）。 (2)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの（法第2条第29項第5号）。 (3)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第4号）。 (4)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第6号）。 (5)法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものを（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。	3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用した場合、限度額3,500万円。	責任共有対象外	1.000%	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。	不要	不要																														
事業承継のための資金を調達したい	中小企業者の事業承継促進を図るため、経営者保証を不要とする保証	事業承継特別保証 【事業承継特別】	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。 ① 資産超過であること。 ② EBITDA 有利子負債倍率（注）が15倍以内であること。 ③ 法人・個人の分離がなされていること。 ④ 返済緩和している借入金がないこと。 （注）EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)	2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900% ※経営者保証については、専門家の確認を受けた場合は、0.200%～1.150%	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※一括返済の場合、1年以内 ※既存のプロパー借入金の借換えも可能 ※融資対象(1)に該当する場合は、保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 ※融資対象(2)に該当する場合は、事業承継前に保証人を提供している既往借入金の返済資金に限る。	不要	必要に応じ																														
	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化することで、中小企業者の円滑な事業承継に活用できる保証	事業承継保証 【事業承継】	次の全ての要件を満たす持株会社 (1)事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること。 (2)持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (3)事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。ただし、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする。	2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	設備資金15年以内 (据置期間18ヶ月以内を含む。) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金に限る。	持株会社及び事業会社の代表者（実質経営者を含む。）並びに事業会社の法人保証を必要とする。	必要に応じ																														
社債発行により、大口資金を調達したい	資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	中小企業特定社債保証 【特定社債】	次の基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> </tbody> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額4億5,000万円) ※最低発行額3,000万円	部分保証 ※金融機関の選択した責任共有制度に関わらず部分保証となる	0.450%～1.900%	事業資金 2年以上7年以内	不要	原則として2億円超の場合は必要
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																																			
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																																			
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																																			
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件																																			
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																																			
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件																																			
個人保証の必要がない資金を調達したい	一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 【財務型無保証人】	次の基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> </tbody> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件	2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む。) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※一括返済の場合は運転及び設備とも2年以内	不要	必要に応じ
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																																			
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																																			
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																																			
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件																																			
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																																			
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件																																			

※「経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性があります。」

【問い合わせ先】

■本所 〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66
企業支援部 企業支援課 TEL:044(211)0501
保証申込に関すること（川崎・幸・中原区）

■支所 〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟407号
企業支援部 北支所企業支援課 TEL:044(850)0555
保証申込に関すること（高津・宮前・多摩・麻生区）

目的	制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】	保証対象	保証限度額	責任共有制度	信用保証料率	資金使途・期間	連帯保証人	担保																														
生産性を向上させたい 更なる成長を遂げたい	生産性向上や更なる成長を遂げるため、大口かつ長期の資金を支援するための保証	中小企業成長発展支援保証 【発展サポート】	次の(1)～(3)の全てを満たすもの (1) 3年以上同一事業を継続していること。 (2) 1期を12ヶ月とする決算書(確定申告書)を、直近3期分提出できること。 (3) 次の基準(1)～(3)のいずれかに該当すること。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>基準(1)</td> <td>基準(2)</td> <td>基準(3)</td> <td>充足要件</td> </tr> <tr> <td>①純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td></td> </tr> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上		2億円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.150%	事業資金10年以内	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																																		
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																																			
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																																			
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件																																			
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																																			
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																				
不動産担保を活用し、大口かつ長期の資金を調達するための保証	不動産担保融資保証制度 【ロングサポート】	中小企業信用保険法第2条に定める要件を備え、かつ、川崎市内において、法人の場合は本店又は事業者を有し、個人の場合は住所又は事業所を有する者		2億円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.350%～1.800% (担保割引適用後)	運転資金・設備資金 30年以内(据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	不動産担保を徴求する。 ただし、原則として保証金額の80%以上の保全を要する。																														
資金繰りを安定させたい	大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 【危機関連】	経営の安定に支障を生じていることについて中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	責任共有対象外	0.800%	事業資金10年以内 (据置期間2年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	必要に応じ																														
	既存借入金を借換え又は一本化する ことで資金繰りを安定させるための保証	一般保証、経営安定関連保証又は中小企業金融安定化特別保証を借換える場合 ※経営安定関連保証による借換 【借換】	次の全ての要件を満たす中小企業者又は組合 (1)保証申込時点において、一般保証、経営安定関連保証(緊急保証を除く)又は中小企業金融安定化特別保証に係る既往借入金の残高があること。 (2)適切な事業計画を有すること。 (3)中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書を受けていること。	2億8,000万円 ※中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定に係る限度額は、3億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	既存保証付融資の状況に応じる	0.765%～0.900%	返済資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。 返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。																														
		条件変更改善型借換保証 【条件変更改善型借換】	次の全ての要件を満たす中小企業者又は組合 (1)保証申込時点において当協会保証付既往借入金の残高があること。 (2)(1)の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 (3)金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	※保証対象者、保証限度額、対象資金その他の保証条件に関しては、利用する保証制度による。	2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	既存保証付融資の状況に応じる	0.450%～1.900%	返済資金15年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※当該返済資金以外の事業資金を含む場合は、据置期間2年以内とする。	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。 返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。																													
更なる事業の発展を目指したい	利用限度額を設定し、反復継続して資金調達をするための保証	当座貸越(貸付専用型)根保証 【当座貸越根保証】	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で、次のいずれかに該当するもの(個人) (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 (2)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 (3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。(法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。	100万円以上 2億8,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	0.390%～1.620%	事業資金1年間又は2年間	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として5,000万円超の場合は必要																														
		事業者カードローン当座貸越根保証 【事業者カードローン根保証】	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で次のいずれかに該当するもの(個人) (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 (2)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。(法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。	100万円以上 2,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	0.390%～1.620%	事業資金1年間又は2年間	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要																														
	長期的な計画を有する中小企業者の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 【長期経営資金】	同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人又は会社であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの (1)業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められる者 (2)業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく、償還能力があると認められる者 (3)前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みであり、償還能力があると認められる者	3,000万円以上 2億円以内 ※保証金額は、100万円単位	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	運転資金5年以上、15年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む。) 設備資金5年以上、20年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	必要																														
	金融機関と信用保証協会が連携して、中小企業者の資金繰りを安定させるための保証	協調型融資保証 【コロガ】	次の(1)～(4)の全てに該当する法人であること。 (1) 3期以上、適法に決算申告を行っていること。 (2) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること。 (3) 直近決算における年間の売上高が3億円以上であること。 (4) 取扱金融機関が今後も積極的に支援していく方針であること。	2億円 また、取扱金融機関が保証付融資額の6割以上のプロパー融資を同時に実行すること。	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.350%	運転資金・設備資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要																														
短期資金の継続的な利用で、資金繰りの安定化を図るための保証	短期継続保証 【短期継続】	次の(1)～(4)の全てに該当するもの (1)1期以上の決算又は確定申告を行っていること。 (2)保証申込時点で1年以上の与信取引があること。 (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと。 (4)直近の決算において債務超過となっていないこと。	5,000万円 ただし、1事業者1口とし、原則として直近決算書の平均月商の2倍以内とする。	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	運転資金1年	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要																															

【問い合わせ先】

■本所 〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66
企業支援部 企業支援課 TEL:044(211)0501
保証申込に関すること(川崎・幸・中原区)

■支所 〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟407号
企業支援部 北支所企業支援課 TEL:044(850)0055
保証申込に関すること(高津・宮前・多摩・麻生区)

※「経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性があります。」

